

奥州市上下水道事業告示第20号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、奥州市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納事務を、下記のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定によりその旨を告示する。

令和7年10月1日

奥州市長 倉成 淳

- 1 業 務 名 奥州市水道料金等コンビニエンスストア等収納業務
- 2 契 約 日 令和7年10月1日
- 3 委託期間 自 令和7年10月1日
至 令和8年9月30日
- 4 委託の内容 水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、市営浄化槽使用料及び汚水処理施設使用料等の収納の事務
- 5 契約相手 （住 所）東京都文京区本郷3丁目33番5号
（名 称）三菱UFJニコス株式会社
（代表者）代表取締役社長 角田 典彦
- 6 受託者が提携するコンビニエンスストア事業者及びスマートフォン決済事業者
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
株式会社ローソン
株式会社ファミリーマート
ミニストップ株式会社
株式会社しんきん情報サービス
山崎製パン株式会社
株式会社セコマ
株式会社ポプラ
ビリングシステム株式会社
P a y P a y 株式会社
K D D I 株式会社